新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」 改定検討部会の設置について

1 新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」とは

「まちづくり戦略プラン」は、都市計画に関する基本的な方針である都市マスタープランの 実現に向けて10年間を見据えた計画として、平成29年12月に策定した。「まちづくり戦略プラン」は、「課題別戦略」と「エリア戦略」で構成し、次のことを示している。

- ・区内全域または、地区が抱える課題に対する重点的な取組
- ・重点的な取組を推進するための各まちづくり主体(区民・事業者・行政)の役割

2 部会の設置

新宿区都市計画審議会に対して区長から諮問した「まちづくり戦略プラン」の改定について、調査及び検討を行うため、部会を設置する。

3 部会の名称

新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」改定検討部会

4 検討スケジュール(予定)

R4.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R5.1	2	3	4	5	6
6 _						 		0		*				0
© _ 諮問						部会か	部へ	◎改定素案		ヘパブリ				◎審議・
	部急	会での	検討(3	3 回程	度)	らの	部会での			シクコメ				改定
						中間報告	検討	答申		メント				,
						告								

(参考) 関連条文

新宿区都市計画審議会条例【抜粋】

(部会)

- 第7条 審議会に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、第3条第1項の委員のうちから、会長が指名する者をもって組織する。
- ※第3条第1項の委員…都市計画審議会の委員(学識、区議会、関係行政機関、区民)

新宿区都市計画審議会の運用等に関する規則【抜粋】

(部会)

- 第 14 条 条例第 7 条の部会に部会長を置き、当該部会に属すべき者のうちから会長がこれを 指名する。
- 2 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、部会における調査及び検討の経過及び結果を審議会に報告する。
- 3 部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。